諸

橋

次

轍

水神 c b 燒香 燔柴 極埋 妫蕭 器服 g 祭服 祭器 爼の祭肉

b

玉帛

ĮŲ,

齊

Ιį,

仕官及び主

d

五齊

三酒

犧牲

適豆の質

木主

に傳つてゐる。其の點支那祭祀の儀典の研究は、 祭祀に関する典禮儀式等を概括して玆に祭祀の儀典と題した。 支那に 於て は 上代から旣に天祀地祭人享の諮禮が有 **強つて、之に伴ふ色々の儀典が存在して居た。而かも其等の儀典は、或は其の儘に、或は幾分か形を變へた姿で我** 間接乍ら我國祭祀の儀典の研究にも役立つ者である。以下項目を分

けて之が略説を試みよう。

求

天神地祗には燔柴瘞埋の儀典があり、 水神とは祭祀を行ふに先立ち神の降臨を求むる事であつて、正に我國の神降しに當るのである。求神の方法としては 人鬼に就いては灌鬯燐蕭の儀典がある。先づ前者から簡單に説明する。

煙の臭を天に達せしめ、鬱鬯の酒の臭を地に達せしめる必要もあらうが、天神地祗は元來天地の間に遍滿してゐるもの 而して其の議論は、一つは道理の上から、他の一つは文獻を基礎としての他との比較の上から、進められて居るのであ 其の一人であつて、其著求古鈴禮説の享神説の中に於て、燔柴瘞埋は享神の儀であり、 性の文から思ひ付いたものであらう。此の説は後世學者一般の肯定する所である。卽ち燔柴燦埋は臭氣を天地に通ぜし **禮記の郊特牲に殷人尙」靡、周人尙」臭と言ふ文句の存することによつても知る事が出來る。二人の説明は共に此の郊特** の習俗を以て周人臭を尙ぶの習俗に因んで神降しの爲の儀式であると爲してゐる。周人に臭を尙ぶ習俗の存したことは 用降」神と言ひ、朱の陳祥道は、周人尚」臭、舛煙瘞埋、乃臭氣也、則天地之燔瘞、在,行」事之前,矣と言ひ、二人共に燔柴瘞埋 之に就いては學者の多くは皆其が神降しの方法であると主張してゐる。卽ち唐の許敬宗は、天燔柴、地瘞埋、皆貴、氣臭: る。燔柴瘞埋は斯くの如くして祭天祭地の儀典となつてゐるが、扨て此の者は果して如何なる意味を有するであらうか。 もなく祭地の處を謂ふのである。而して燔柴とは薪を焚くことであり、瘞埋とは犠牲の血竝びに牲幣を地に埋めろ事であ 折、祭い地也と云ふのが是である。此の文中に泰壇とあるは、云ふまでもなく祭天の壇を云ひ、泰折とあるのは、云ふまで 天を祭る場合に燔柴があり、地を祭る場合に瘞埋のある事は、禮記の祭法に出てゐる。婚二柴於泰壇、祭、天也。瘞」埋於泰 依つて以つて神の降下を希ふ爲のものであるとする。但之に就ても異議論はない譯では無い。 金鷚に云はしめると、 人鬼は次に述ぶるが如く、魂は天に歸し、魄は地に歸して居るから、之を呼び戾す爲に蓬簫の 求神の方法ではないと主張する。 清朝の金鶚の如きは

であるから、 改めて求神の方法を講ずる必要はないでは無いかと言ふのである。 此は道理であるが、更に亦文獻の上か

|他との比較を調べて見ても、先づ周禮太宗伯には左の文が出てゐる。 以"煙祀'祀"是天上帝。以"實樂」祀,日月星辰。以"槱燎」祀,司中司命、飌師雨師。以"血祭,祭,社稷五祀五嶽。以"貍沈,祭"。。

林川澤。

以, 觸辜,祭,四方百物。以,肆獻裸,享,先王。以, 饋食,享,先王。

當る。その事は極めて明かである。鄭玄が實柴の實を牛なりとし、柴を上なりとして、之を以て血祭の名と爲さんとするが あらう。況んや此のことは後に述べんとする焼香の起源が燔柴に存すといふ論のある事からも是認せられるからである。 **蟶は次の文に現はれてゐる疈辜肆獻饋食と同格のものと考へねばならぬ。然るに此等疈辜、肆獻、饋食は、何れも神を享す** 今平心で此の文を讀んでみると、文中に現はれてゐる煙祀實柴槱燎は先に述べた燔柴に當り、貍沈等は先に述べた瘞埋に に無理もあり、特に前省の理由に至つては、全く牽張の説と見るべきであるから、矢張り舌來の說を是認する方が適當で なければならぬ。特に二つの理由の中、後者の説明は幾分の理を含んでゐる様にも思ふ。併し其にしても文字の説明の上 なくして、享神の方法でなければならぬ、と言つて古來の説に反駁を試みるのである。金顎の此の説は一應は考慮せられ 如きは元より當つて居らない。若し今述べた如く禋祀、實柴、槱燎が燔柴に當り、狸沈が瘞埋に當るとすれば、更に燔柴瘞 る為のものであつて、神を降す為のものではない。

故に此の比較對照の上から見れば、燔柴瘞埋は當然神降しの方法では

灌修煤葉

魂を呼び反へさうと云ふのである。灌鬯燐蕭を以て人鬼の求神の形式であるとすることに就ては、古來一人の異論者も 禮記の郊特牲を見ると、魂氣歸。干天、形魄歸。于地。と出てゐる。人が死すれば、魂は天に歸り、魄は地に歸ると云ふの つた酒であり、 天神地祗の祭祀に燔柴整埋を用ひたと同じ様に、人鬼の祭祀には灌鬯燐蕭を用ひて求神の方法とした。鬯とは黑黎で造 そこで此の神降しを爲さんが爲には、 蕭とは蓬に類する草である。 此の酒を地に灌ぎ、此の蕭を焼いて、依つて以つて人鬼を迎へるのであ 先づ鬱鬯の酒を地に灌いで魄を呼び反へし、 蓬蕭の煙を天に昇らしめて

無い様である。尚之に闘聯して燒香の慣習が考へられねばならぬ。

力

親ましむ、 に依れば、燒香の初は、隋書の禮儀志に出て居る天臨四年の何佟之の上訴文に在りとしなければならぬ。其の上訴文中に て居り、燒香の制度が漢代旣に存して居つたらしく述べられてゐるが、之は恐らく後人の增飾であらう。確實なる文獻 魏書の釋老志には、漢の武帝の元狩年間、霍去病將軍が金人帝を得て甘泉宮に安置し、之に對して燒香禮拜したことが出 ては、清朝の左暄が其の著三餘續筆の中に於て、祭祀用香の一文を掲げ詳細に論じてゐる。今其の大要を述べてみると、 上述祭祀に用ひた燔柴燐蒲の風俗は、後世に至ると燒香の形に變つて來た。支那の祭祀に於ける燒香の起源發達に就 南郊明堂を祀るには沈香を用ひよ、沈香は天の質に基づく、北郊を祀るには上和香を用ひよ、上和香は地を以て人に

御祭に先き立つ三日前香を行ふと云ふ規定の定められたことが記されて居る。尤も此の制度は、嘉靖年間に一度廢せら 鼎・香合・香築等の文字も見えて居るから、當時も亦燒香の制度が盛んであつたものであらう。明史の 出て居り、夏に嘉祐年間の斐煜の上奏文には、大祠には御封香を、中祠小祠には大府香を御供へしたと云ふ事も出て居 れたやうであるが、又復活して以て今日に及んで居る。云々。 云ふ記録が出て居り、宋史の「禮志」には、 と出て居る。かくて燒香の風俗は南北朝に始つたものであらう。唐の「崔寧傳」にも開成年間に御祭に否を焚いたと **燒香の制は實に宋に至つて盛んになつたものである。後元史の「祭祀志」には、色々祭祀の用具を列舉し、中に香** 天地宗廟の常の祭には皆御封香を賜ひ、其が當時の定制になつたと云ふ事が 「體志」等には、

年に曾改の奉つた文の中に、 かどうかは若干の疑問がある。或人は之は全然佛教の渡來に伴ふ印度風習の影響であるとしてゐるが、併し宋の元符元 以上が左暄の記述の大體である。かくて燒香も祭祀の一儀典となつたが但此の燒香が、果して燔柴燐蕭の遺風であ 周人以,臭氣,事」神、 近世易」之以」香と言ふ文の存すること等から考へて、恐らくは又焼香

朴な上代人の考へを偽りなく表したものであらう。

孔子が論語に禮云禮云。玉帛云乎哉、

と教へて居るところなどもあ

も燔柴燐蕭の遺風であらうと想像されるのである。

蕰

是馨。と云ふ言葉等を引用はして居るが、要するに隨公や虞公の卒直な言葉の中に見える所が、 ず、惟れ德に是依るなり、と云つて、書經周書の皇天無」親。惟德是輔。と云ふ言葉や、或は君陳篇の黍稷非」と。 潔な御供へをして居るから神は自分を助ける筈であると云つてゐる。之に對して宮之奇は、鬼神は人を質に親しむに非 を諫めた話が載せられて居る。其の時にも、處公は、吾享祀豐絜。神必據」我と云つて、自分は御祭に際して豐か 我國に幸を下さるべき筈であると、極めて露骨な申し條を爲してゐる。同じく僖公五年には、宮之奇と云ふ賢人が處公 分は神に對して粢盛牲牷を十分に御供へして居るから、神に對して不信の行動を取つたとは云はれない、故に神は常然 賢人が其の企てを諫止せんとした話が淑せられて居る。其の時隨公は、吾牲牷肥豚。 泰盛豐備、何則不」信。と云つて、自 意義は之に依つて大體伺ひ知る事が出來ると思ふ。猶左傳の桓公六年には、隨公が楚を伐つことを計畫し、季梁と言ふ るが如きは、何れも奠羞を供ふる事に依つて神の意を迎へ、因て以て己の幸福を希求したものである。上代祭祀の奠羞 萬壽無い麗と云ひ、「周碩豐年」の詩に、爲」酒爲」體。然,吳祖妣。以洽,百禮。 降」編孔皆と云ひ、「周頌潜」の詩に、有ゝ鱣有 幼様な考は太古純朴の民の中には當然起り來る思想である。詩經の「小雅天保」の詩に、青蠲爲」舊。是用孝享。君曰卜」爾 の各項の説明を施すに當つて、先づ此等の奠羞の持つ最初の意味に就て吟味してみたい。 思ふに銭羞は、神に玉帛其他を捧げる事に依つて神の意を迎へ、依つて以て已の幸福を希望したものであらう。斯 **奠羞とは祭祀に當つて神に御供へする物を云ふ。此には玉帛・楽盛・酒醴・犠牲・籩豆之質・爼等の種類がある、** 鰷鸞鰋鯉。以享以祀。以介₁是福₁と云ひ、更に「魯頌閟宮」の詩に、享以□驊犧゚是饗是宜。降」福旣多。と云つて居 奠羞の意義に就ての純 が今其

此は後代文化の進んだ後の数訓であると見るべきであらう。以下奠羞の各々に就て説明する。

Æ

其の類に象つたものであり、兩圭は地の敷は二即ち陽であるから、其の類に象つたのである。此亦前述の例と同じく、 其器之色;と云ひ、鄭注の所謂禮」神者必象;其類;と云つて居るのは、要するに斯かる意味を云つたものである。 類を以て神を禮したものである。 周禮の「典瑞」を見ると、四圭有邸、以祀」大。兩圭有邸、以祀」地、と出て居る。四圭は犬には春夏秋冬の四時があるから 角なるは地の四角なるに象り、琮の色の黄なるは地の色の黄なるに象つたものである、と云つて居る。太宗伯の所謂各放 の楊復は、 るとは抑も如何なる意味であるか。大宗伯には前の文の次に以,蒼璧,禮,天。以,黄琮,禮,地、と述べ、其の文に就 つて、祭祀に御供へする宝帛の色及び種類その數等は、何れも其の類に從はねばならぬと說いてゐる。然らばその類に象 周禮大宗伯に據ると、其には皆有』牲幣。各放。其器之色、と出て居る。 之に對する鄭玄の注は、 事実は如何なる祭祀にも例外は有り得ないのである。然らば其の玉帛は果して如何なる物を選擇するのであらうか。 祭祀の奠羞の第 天地以外の祭祀に於ても、皆一様に此の意味此の精神を以て行はれたものである。 壁の圓きは天の圓きに象り、蒼の青きは天色の青きに象つたものである、と説明し、又清の秦蕙田は、 一は玉帛である。玉帛の種類及び其の數量は、祭祀に依つて若于の相違はあるが、但玉帛を用ひると云 以上は天地を祀る際の玉帛に就いて一例を説明したものであるが、玉帛を供へること 禮」神者、必象、其類、と云 いて宋 ĮΨ

洋

こゝに楽盛の材料を求められ、諸侯も亦同一の事を爲すのである。籍田には甸師を置いて之に關する全ての事務に當らし 義」に天子爲」籍,千畝。・・・・諸侯爲」藉。百畝。と出てゐる。其の籍するとは籍田を耕す意味であつて、天子自ら籍田を耕し、 めてゐる。 奠羞の二に粢盛がある。 尚籍国の儀式は極めて鄭重を盡したものであつて「祭義」に於いては其の意味を説明して、以爲。體酪齊盛」於」 楽盛とは神に供へる穀物の事である。神に供へる楽盛の材料は之を籍田に仰ぐ。禮記の「祭

は國語などにも數多く出て居るから、今はその細説は省略することにする。 於南郊。共,齊盛、と出て居り、「表記」には天子親耕。粢盛秬鬯。以事,上市、と出て居り、更に禮記の「月令」にも或 是乎取」之。敬之至也、と云つてゐる。其の他籍田に關する事は、 禮記の「祭義」をはじめとし、「祭統」には天子親耕

3

奠羞の三に、五齊三酒がある。五齊三酒の起源は明水からだと云はれてゐる。

明するところによれば、祭祀に五齊あるは以て之に神事するなりと云ふ。此のものが吾國の御神酒の起源たるは云ふまで られてるた。故に郊特牲に於いては、酒體之美、玄酒明水、尚貴。五味之本、也といつてある。次に此の五齊は宋の陳氏の說 如く後にはこの五齊三酒が神に捧げられるやうになつたのであるが、其でも尚最初の元酒と明水とは依然として尊重せ して成るものとある。中山は酒の名所である。而してこの濁酒と清酒とに就いては郊特牲に説明する所がある。 あらう。又昔酒は今の酉、久白酒、所謂舊驛也とある。一夜酒の醴のことであらう。又清酒とは、今の中山の冬醸して夏に接 たものである。次に事酒とは、鄭注に有事の酒、今の譯酒なりとあり、賈疏には冬醸して春成るとあるから、詩經の春酒で なつたもの今のもろみ醴齊とは成つて紅赤、今の下酒なりといふからどぶろく、沈齊又は澄酒とは滓が沈んで上澄が出來 成つて汁と滓と相將ふとあり、米粒のまだ崩れずにゐるものだから、これまた一夜酒。 盎齊とは滓の大分解けて葱白色に づれも皆満酒である。その中、泛齊とは成つて滓浮ぶ泛々然たりとあるから、一夜酒の薄いもの、醴齊とは體とは體なり、 申、五齊とは一に乏齊と云ひ、二に體齊といひ、三に盎齊といひ、四に緹齊といひ、五に沈齊と云ふのであつて、この五つの からは、元酒を以て神に供へることとなり、更に後代に至ると、此處に云ふ五齋三酒を供へるやうになつたのである。此の ものはいづれも濁酒である。又三酒といふのは、一に事酒と云ひ、二に昔酒と云ひ、三に清酒と云ふのであつて、此等はい してゐる。上代に於いては、この明水を以て神に捧ぐる大切なものとしたのである。その後酒の發明せらるゝに至つて 明水といふ語は禮記の郊特牲に見えてゐるが、その明水に就ての鄭玄の注には、司煩以、陰鑑(所)取、於月、之水と說明

もない。尚後代に至ると、朝廷に酒正と稱する役人を定めて、此の五齊三酒に關する凡ての事柄を掌らせたものであ

4

根本原理に於ては矛盾はないのである。 ものであらうとの想像が起る。蓋し上代の易姓革命はすべて五行の相生相克に依つて出來てゐると信ぜられて居た事か その注によれば、 述の禮記郊特牲の「牲用」辟尙」赤也。」と對照して見ると、郊特牲の分は周代を標準とし、周は赤を尙ぶ故に騂を用ひた 別、何れも所謂その類に象るといふことを實現して居つた證據である。尤も書經湯誥には敢用。玄牡。といふ語もある。 ある天を祭るに騂を以てし、陰である地を祭るに黝を用ひたものである。此等は犧牲の色の上の種類、並びに數の上の區 とは古來の定りであるが、陳氏の禮書にも旣に說明するが如く、辭者陽之盛也。勵者陰之盛也、なるものであるから、陽で と出てゐる。騎牲とは赤い色の牛であり、勵牲とは黑い色の牛である。元來天の色は青であり、地の色は黄であるといふこ 地の敷であるから其の類に從つて牛二を用ひたのである。又周禮の牧人には凡陽祀用,辟牲,撰」之。陰祀用,黝牲,撰」之。 地を祭る場合を述べて「牛二」と川て居る。特は一の意味であるが、一は天の數であるから其の數を擧げて特を用ひ、二は 脳文は同 **鶏羞の四に犠牲がある。犠牲は祭の種類によつて種々その物を異にするが、いづれも前に述べたその類に象るとい** 一である。今天地の祭に就いて一例を擧げてみよう。禮記の祭義には、祭、天特性。と出て居り、書經の召誥には この想像は必ずしも誤ではない。これ陳氏の說とは異なる説明であるが、併し「その類に象る」とい 殷の湯王は旣に夏を滅ぼしたのであるが、なほ夏の習俗に從つて黑を尙べるなりとある。是を以て前

掌『繋』祭祀之犠牲。繋』子字。第二之三月、と出て居る。三月とは最大の月を稱したものであつて、短きは十日に限れること ふ事三ヶ月、然る後に犠牲に用ひるといふことが定りであつた。此を司る役人は周醴の充人であるが、周禮充人の職には 天子の用ひる犠牲は凡て諸侯に賦して之を献上せしめたものである。禮記の月令に、季冬之月。乃命:太史。次:諸 賦。之犠牲。以共、皇天上帝社稷之變。と出て居るのが是である。 斯くして諸侯の献じた犠牲は、 之を牢に繋いで額

もある。故に國語の楚語には、遠不」過二三月。近不」過二次日。と出てゐる。以上が犠牲に關する大略である。

遵

草を用ひてゐるが、其の理由に就ては、毛詩會鑑は、必以,水菜、爲、歸者。蓋取,潔清事。宗廟、之義,。と言つてゐる。 信さへあれば、其でも奠羞として籩豆に飾ることが出來るといふのである。而して詩經に見ても左傳に見ても、多く水 荷有..明信、澗溪沼畤之毛。蘋繁薀藻之菜、可、薦..於鬼神。と出てゐる。水草などは卑薄のものではあるが、荷も心に明 用」之。公侯之事。と出て居り、同じ召南朱蘋の詩には、子以采」蘋。南澗之濱。子以采」藻。子,彼行潦、と出てゐる。此等 分此の解釋を以て正しと爲すべきであらう。 の繁・獺・藻の如き水草が主として當代の箋豆之實となつてゐたものである。左傳の隱公三年を見ると、君子之言として 不--敢用.|褻味|而貴--多品。所"以交.|於旦明|之義也。と出てゐる。詩經の召南采繁の詩を見ると、于以采_沼于」沚。于以 盛られる奠羞である。扨て此の箋豆に如何なるものを盛り飾つたのであるか。禮記郊特牲には、箋豆之質水土之品也。 神に供へる奠羞の五に籩豆之實がある。 **箋豆に就いては後段祭器の像に説明するであらうが、 籩豆之質は此の籩豆に**

などを主とした極めて質樸の者であつたであらう。 加鑊加豆であり、四は羞箋羞豆である。周官天官などで見ると、此の各々に盛る籩並びに豆の實は可なり多くの種類が 而して箋に四箋之實といひ、 い器せられてゐる。 朝廷に於ては籩豆を司るのに特別の役人を定めて居つた。籩を司るものは籩人であり、豆を司る者は酼人であつた。 併し此等は周代文化の盛になつてから後の事であつて、上代の姿は矢張詩經左傳などに見える水藻 豆に四豆之質といふ。四箋四豆の四と言ふのは、一は朝事であり、二は饋食であり、三は

g XII

を主としたものである。骨には貴賤の別がある。殷の人々は髀を用ひ、周の人々は肩を用ひて居る。大體身體の前部は後部 **奠羞の六に爼がある。** 特に宗廟の祭に於ては必らず此の爼を供へる。爼に上せてあるものは所謂祭肉であるが 、質は骨

貴骨、賤者取,賤骨。貴者不」重、賤者不」虚、示」均也。惠均則政行。政行則事成、事成則功立。功之所,以立,者、不」可」 よりも貴い。而して貴きものを祭るには貴い骨を以てし、賤しい人を祭るには賤しい骨を以てするのは、祭統に 凡爲」狙者以」骨爲」主。骨有、遺賤、殷人貴、髀、周人貴」肩。凡前貴、於後、狙者所、以明、祭之必有。惠也。是故貴者其取二

不」知也。 爼者所"以明,惠之必均,也。善爲」政者如」此。故曰見,政事之均,焉、(禮記祭統)

ヒと云ふのも恐らくは此の祭肉の遺意であらう。 として、膰肉至らざるを以て改國を去つたと云ふのも、其の點に意を用ひ口を假りたものであらう。 **鍛さんとするのであつて、其の根抵に於ては祭政一致の考の寓せられたものである。孔子が嘗て鲁の國を去る時の理** 惠」下之道也。」と出て居るのは下の人々に之を分つた例である。煇とは甲吏の賤しき者のことであり、胞とは肉吏の賤 に就いて、惠均則政行。と云ひ爼者所。以明。惠之必均,也と云つて居る。即ち惠を均しくすることに依つて政の均しきを 文武、使』孔賜二伯舅胙。と出て居るのは、 のは同姓の人々に之を分つたものであり、左傳の蔡邱の會に於て、王の使者宰孔が齊の桓公に胙を賜うて天子行」事。於 係の人々、或は叉下の人々に分つと云ふことが例である。周禮の大宗伯に、以」脹膰」之、禮」親兄弟之國。」 と出て居る しき省のことであり、翟とは樂吏の賤しき者のことであり、闌とは守門の賤しき者のことである。 斯くの如く祭の爼は必ず之を同姓の者に分ち、下の人々に分つを必要とすると云ふ事は、何の意味であるか。 と云つてゐるのは此の古の制度を示したものである。此の神に供へた爼は、祭の終つた後に同姓の人々、若くは 特別の關係あるものに祭肉を分つた例であり、祭統に夫祭育上卑山煇胞翟閣 尚又我國のナホラ 祭続は之

、器服

213

て、周禮禮配などの彼此に可なり多く散見してゐる。 祭祀に用ゐる器物を祭器と稱する。 終器に関しては、 機能の中に機器 篇があり、 外に郊特性の篇などを始めとし

就いて言ひ、歔とは其の用に就いて言つたものである。要するに此の箋豆が三代以來の祭器として用ひられたものであ | 換の制||実の飾||其の用に就て云つたものである。何楷の説明するところによれば楊とは制に就いて言ひ、玉とは其の飾に **態位には夏后氏以。楊豆。殷玉豆。 周獻豆、と出てゐる。 而してこの楊豆玉豆縣豆は單なる豆の種類ではなくして、寧ろ** 統名すれば、共に豆と言ふべきであらう。而して此の豆は、三代の昔から祭祀として用ひられたものであつて、禮記明 ることは疑ふ可くもない。 祭器の中主なるものは箋豆である。箋豆のことは爾雅の釋器に木豆謂,|之豆。竹豆謂,|之箋、|と説明してゐるから、之を

説明は古來不可解とせられてゐたが、宋の學者に至つて始めて考證された。其は楚の國では、土俗牛の大なるものを沙 かにし得ないのである。 ある。」と。 は出來ない。 叉或者はいふ、「牛は動物中最も重遲で且つ 從順なるものである。 人が輕薄放逸であつては祭祀をして神に仕ふること 事である。耕すことは牛に依らねばならぬ。故に民事の最も大なる祭祀に牛に闘する祭器を用ひたのであらうか。」と。 といつたが、併し酒を盛る祭祀に何故牛を用ひたかといふ意味は全く不可解である。或人はいふご耕すことは民の重大 つたから、大きな牛の意であらうと云ふのである。この説明によつて一先づ鄭玄のこれを国と愛音した理由は明らかにな うか。鄭玄は犠の音を素何切、即ち邸と云つてゐる。而して更に說明を加へて、畫爲:「手形」、婆娑然、と云つてゐる。この 普通からである。さて尊とは樽に通ずるものであるから、犠尊が酒を入れる器であるのは明らかだが、犠とは抑何であら 祭器の第二に犠奪がある。牛の形をしてゐる酒を盛る器である。一に戲尊と書くこともあるが、其は勿論戯と犧との 此等は何れも一説ではある。さりながら兩説とも皆牽與を追れないので、要するに今日に於ては原因を明ら 故に祭祀をなすものは先づ以て牛の重遲に學ぶところがなくてはならぬ。此が祭器に犧尊を用ひた理

た筵であつて、 祭器の三に越席といふものがある。 所謂神席として敷くものである。 越帯のことは禮器の疏に詳説せられてゐるが、大略を云へば、越席 人爲を盡せるものは天然に出づるものに比して質を失ふ憂ひがある。

ひたのか、其ははつきりしてゐない。

放に此の越第の如きを用ひて地を拂つて神を祀らんとするものなのである。

ものの外、儿・遂・鑑・蕭茅・巾囂・隔・勾等様々のものが經傳に散見してゐる。天地の祭祀にも或は此等のもの 記すところはない。恐らくは天を祭るに準じたものであらう。入鬼を祭るに用ひる宗廟の祭器は、天祭の場合に用ひる 天を祭る場合に用ひる祭器は大體上述の數種であつた。地を祭るに用ひる祭器については、禮記· 儀禮とも明らかに

を

之を穢さんことを恐れて、或は之を火中に投じ、 此だけは備へ齊へ、且如何なる貧困に陷つた場合にも之を賣ることは許されなかつた。而して若し不要となつた時には、 祭器は次に述べる祭服と共に人の最も大切に取り扱ふべきものとされてゐた。故に如何なる境遇の者でも、 此は我が國の習俗も略同様だと思ふ。 君子雖」貧、不」朝、祭器。雖」寒不」衣、祭服。(曲禮)祭服飯則焚」之。祭器飯則埋」之。(同上)の語などに述べられてゐ 或は之を地に埋めることになつてゐた。 そのことは 禮記の 曲禮など

服

于北郊、以為、祭服、と云つてゐるのも同一事である。 服、と出てるる。即ち皇后は終服を作らんが爲に親蠶せられるのである。 に其の制はあつたが、暫く天子・皇后の場合について例をとつてみる。 恰も男子が自ら耕して簗盛をつくると同様、夫人の仕事としては最も重大なるものの一と考へられてゐた。各層の社會 今日に於ては勿論その詳細を知る方法はない。周に到ると、祭服の制度も稍齊つて來た。卽ち天地の祭祀に用ひる祭服 用ひて祭祀に從事したことを述べて、有虞氏皇而祭、夏后氏收而祭、殷人哻而祭、周人冕而祭。(王制)と云つてゐる。但 は冕と服とに定められたのである。此の中、冕は頸飾りであり服は大裘であつた。而してこの祭服を作り調へるのは、 祭服も三代以來ずつとその制が存したものと見える。禮記の王制に有處氏・夏后氏・及び殷人がそれぞれ別の祭服を 此の行事の詳しいことは、 禮記の祭統によれば、 周禮の內率に、中春韶」后、帥」外內命婦、始蠶 更に醴記の月令に載つてゐる。以上は例 王后蠶一於北郊、以供

なる天職と考へてゐた。 を皇后にとつた一の場合であるが、獨り皇后に限らず、諸侯・卿・大夫の夫人も凡て祭服をつくる事を以て婦人の

なくたゞ裳にのみ黻を刺繍する一章の服を玄と云つた。而して祭の大小によつてその用ひる服装を異にしたのである。 而して九章を用ひた祭服を滾といひ、七章の祭服を驚といひ、五章のものを毳といひ、三章のものを締といひ、衣に文 に用ひることとなり、祭服からは取り除かれてしまつた。かくて周以後の天子の祭服はたゞ九章を用ひたのみである。 のである。而して此等十二章を祭服に描くのは、仁君の心を齊へ、行ひを謹ましめんが爲の戒めの意に外ならぬと云ふ。 にとり、粉米は白米であつてその潔にとり、黼は斧であつてその斷にとり、黻は亞のことであつて君臣離合の道理にとつた さて此の十二章は何を象徴したものであるか。この內、日・月・星辰の三ッはその明にとり、山は仰ぐにとり、龍は變 から、卽ち虎はその嚴にとり、蜼はその智にとり、藻は水草で華蟲と同じくその文にとり、火は日月星辰と同じくその明 月・蘇より星辰・山・龍・華蟲・宗蕣・藻・火・粉米・黼・黻である。この内、日より華蟲に到る六者は衣に描いた模様であり、宗 合には繙冕する。群小祀を祭る時には絺冕する。」とある。 天子の祭服は元來は十二章のものであつた。十二章とは日 は「天子は大裘を服して冕する。先公を享する場合には驚冕する。四壑山川を祭る場合には締冕する。 斯くの如く、元來は、天子は十二章のものであつたが、周の時代に なつてからは、この內日・月・星辰の三ッは旌旂 以上天子の祭服についてその説明の大體を爲し了へたわけであるが、諸侯・卿・大夫にも亦それぞれの制度が存した 祭服の用ひ方に關する細な規定は周禮の司服に見えてゐる。其によると、昊天上帝を祭る場合及び五帝を祭る場合に祭服の用ひ方に關する淵恭 華蟲は雉であつてその文にとり、宗蕣は宗廟の蕣樽であるが、その蕣樽には虎と蜼(手長猿)とを畫いてある 社稷五祀を祭る場

四、湾

のである。繁になるので之を省く。

を基にして弦に略説してみたいと思ふ。

に祭祀の日から敷ふれば十一日前に此の行事が始まる譯である。齊に就いて述べて居るものは、禮記の曲禮・祭統・祭義 正藻等の諸篇を始めとし、 は外癭に居ること七日、致瘠は内寢に居ること三日、倶に其の間身を愼しみ心を恭しくして齊の狀態に居るのである。故 祭祀を行ふに先立つて最も厳庸に行はるゝ儀式は齊である。禮記祭義に依れば、齊には散齊と致齊とがあつた。 他の經典にも散見して居るが、其の中祭統・祭義等が稍詳細に纏まつて居るから、大體其等

て占る。 と出て居るのも是である。葷とは葱蒜等の類であつて、要するに刺戟の強い物を以て濁れる味と爲し、之を避けたので を示して、額回日、回之家貧、唯不」飲」酒不」茹」葷者數月矣。若」此則可。以爲」齊乎。日、是祭祀之齊非。心齊,也。(人間世) 黨篇に、齊者必變」食。と出て居るが如き是であり、莊子の人間世に齊する者は酒を飲まず葷を茹らはずといふ事實の存 い。味の濁れるものも亦人の心を濁すの故を以て之を避けて居ることは、古い文獻に數多く見えて居る。例へば論語の いと云ふことである。樂しむ事悲しむ事は共に心の精一を亂すものである。齊する者の心すべき事は獨り此のみでは い。樂せずとは音樂を爲して心を樂しましむることをせないと云ふことであり、弔せずとは弔に行つて心を悲しましめな したものである。故に當に齊せんとする者は、又曲禮に云つて居る如く、齊者不」樂不」弔。と云ふ事を守らなければならな 心の注意を拂ふのである。心不,荷慮「必依」於道、手足不,荷動、必依,於醴。と云つて居る祭統の言葉は、よく齊の意味を盡 **静明; 也。と云つて居る。 齊はかゝる意味を有するものであるから、此の齊を爲す間は、其の人の言動居住等に就いても細 徴すことに依つて始めて神明に交はるを得るものであるから、祭統には言葉を纏いで、齊者精明之至也、然後可"以交"於** の精神を統一集中し、由つて以て精神の徳を致し、神に交はらんとするのが其の原義である。此くの如くして精神の徳を 齊とは抑々如何なる意味であるか。祭統は之に就いて、齊之爲」言齊也、齊」不」齊、以致」齊者也。と云つてゐる。人間 獨りかゝる刺戯物を避けたのみならず、甚だしき御馳走も亦之を避けてゐる。周禮の膳夫に、王齊則不」學。と出 舉とは多くの犠牲を殺して盛饌を供ふるの意味である。此くの如く精神を齊へんが爲に言動を恭み飲食を慎ん

で、以て神明に交らんとするのが齊の意味である。

神と己との合一を謀らんとして居るのである。 るのは、最初に粗なる所、一般的なる所から、漸次精なる所、 して心を祭らるゝ神に捧げて居るのである。玆に居處と云ひ、笑語と云ひ、志意と云ひ、 を思ひ、其の志意を思ひ、其の樂しむ所を思ひ、其の嗜む所を思ふ可きであると云つて居る。 **致齊を爲す者は徹頭徹尾其の心を祭らるゝ神の身の上に向けて置く可きであるとして居る。其の居處を思ひ、其の笑語** も厳肅に行はなければならない。此の點、散齊に比しては更に特別の心掛を必要とする。 散齊も致齊も其の精神に於ては變はる所はない。唯致齊は精明の德を致すと云ふ點に於て其の名を得たるが如く、 具體的なる所に思ひ至ることであつて、此くの如くして 祭義の説明する所に依れば、 所樂と云ひ、 致齊三日(所嗜と云つて居 の間は此の 如く 最

稷の祭、 翼忌と云つて居る。 荒忌・眞忌の期間は、祭らるゝ神の大祀・中祀・小祀に依つて夫々の相違があるが、 を食ひ、刑殺を判し、音樂を爲し、穢悪の事に與かるを禁ずると云ふことになつて居る。 る心掛若くは行事に至つては略散齊致齊と同一である。 外の祭に於ける齊に就いては、 饗,帝于明堂、孟冬祀,五帝,亦各齊十日。 天子宗廟四時之祭、每祭皆齊十日。 以上述べた齊は主として宗廟の祭祀に行はれるものを述べたが、實は獨り宗廟の祭祀に於てのみならず、 我が國に於ても祭に先立つて散齊致祭と云ふことが行はれて居る。散祭に當るものを荒忌と云ひ、致齊に當るも我が國に於ても祭に先立つて散齊致祭と云ふことが行はれて居る。散祭に當るものを荒忌と云ひ、致齊に當るも 了又四時迎」氣耕」藉及群小祀皆宜、齊。 地を祭り、 日月の祭、 南郊北郊を祭り、若くは大雩帝・五帝を祭る場合等に於ても、 四類・五神・四望・山川等の祭に於ては、十日の齊を用ひず、三日の齊を以てして居る。其等宗 金鶚の求古錄禮説の齊必變食の條下に稍々詳しく論じて居る。 冬至圜丘祭,天、夏至方澤祭,地、 其中有了可以相并而省了一年齊期、 仲春仲秋祭,社稷、春秋分朝,日夕,月、 神祇令義の示す所に依れば、此の間は喪を弔ひ、病を問 寅月祭,南郊、中月祭,北郊、仲夏大雩、帝、季秋大 約有二百二十日。(求古錄禮說齊必變食) 孰れも十日間の齊を行ふのである。 與,四類五神四望山川之祭,各宜,齊三 全く散齊・致齊の精神である。 其の文は左の如し。 此の間に於け 此の外天を のを 失

五、仕官及び神主

a 祝

とあるのが此である。 祭祀に於て之を取り行ふ主なる役人は祝である。 我國の神官に相當する者である。郊特牲に、尸神象也。 视將上命

るものであつて、共に祭祀の條としては細説を要する筈であるが、大祝を説明すれば、大體此等のものの性質も明かに は喪の祝であり甸祝は兵の祝であり、 は天地官の部に出てゐる。この外、 周禮の定むる所によると、 扨以上擧げた大祝小祝の中、 祝の制度は可なり太古に於て存在したものであらう。莊子の中にも旣に、尸祀越,樗爼,不」代」之。と出てゐる。 祝には大祝小祝があり、又女祝がある。大祝小祝のことは春官の部に出て居り、女祝のこと 女祝は五后の内の祭祀、内の禱嗣等に關係のあるものであり、 祝の字の付いてゐるものとしては、春官の部に喪祝・甸祝・ 詛祝は盟の祝であつて、共に祭祀の祝とは關係がないから兹には省略しよう。 小祝は小祭祀に關係の 詛脱等があるが、

災兵!を祈ることであり、 説明によれば、 求する為の祝祠を作ることである。六祝とは、一曰腹祝、二曰吉祝、四曰化祝、五曰瑞祝、六曰筴祝であり、鄭司農の 大祝の仕事の一に、掌::六祝之辭、以事::鬼神示、祈::福祥:|求::永貞。といふことがある。 之を一言にして言へば、 順祝は豐年を祈ることであり、年祝は永貞を求めることであり、吉祝は福祥を祈ることであり、化祝は弭, 瑞祝は逆,時雨,寧,風旱,ことであり、筴祝は遠,罪疾,ことである。 幸を希

なし得るから、以下事ら大祝だけに就いて述べてみよう。

であるらしい。 造は師を徴すに先だつて先王に造る祭であり、繪榮は災變のある時の祭であり、攻説は日蝕その他陰が陽を犯す場合の祭 新とは、一日類、二日造、三日繪四日祭、五日攻、六日説である。この細説については明かになつてゐない。類は師祭であり、 大祝の仕事の二に、掌::六祈(以同:鬼神示)といふ語がある。此は要する所六つの事柄について祈禱することである。 周禮鄭注には三五の說を擧げてゐるけれども、何れも明言してゐない。以上六祈を掌り其々の祈禱をなす

神示が不和の場合には六厲が現れて害を爲すといふ思想から、之を調和する意味であるのである。 ものであるが、其の後に鬼神示を同くすると云ふことを行ふのが矢張祝の職掌の一つである。同…鬼神示,とは、この鬼

の中、 浩大 浩等の 譜である。 れによつて先祖の善功を言ひ表はす事である。六辭とは、一曰詞、二曰命、三曰誥、 い國と疏い國との關係若くは遠近の國の關係を通ずるものである。 大祝の仕事の三に、 詞とは餅であつて所謂餅令である。 會は會同盟誓の辭であり、禱は禱辭であり、 作。「六餅、「以通。上下親疏遠近」といふことがある。之は以下説明するやうな種々の文章を作つて、そ 命とは命令である。 例へば書經蔡仲之命徴子之命の類である。 誄は誄辭である。之を作つて祖先と子孫並びに親し 四日會、 五曰稿 六日誄である。 語は書經の康

定める如きことである。 牛羊等の名を定めることである。 なことを定めることであり、 幣號である。 大祝の仕事の四に辨っ六號。といふことがある。 神號を辨ずるとは皇天上帝といふ神號を定めることである。鬼號を辨ずるといふのは皇祖伯某といふ様 示號を辨ずるといふのは后土を定めることであり、 **濫號を辨ずるとは黍稷の名を定めることであり、 幣號を辨ずるといふのは幣帛の名を** 六號とは、一日神號、二日鬼號、三曰示號、 牲號を辨ずるといふのは犠牲について IJU I-I 性號、 口甕號、

六

でのものは祭鬼神祀であり、 食之禮であるといつてゐる。要するにどの祭には何を食ふかを定めることをやつたものであらう。 日擂祭、 七日絕祭、 八日徐祭、 振祭から共祭までのものは生人祭食之禮であらうといつてゐるが、鄭玄は九つとも生人祭 九日共祭である。九祭についての説明も明かではない、 鄭司農は命祭より周祭に至るま

大祝の仕事の五に、

辨言九祭」といふのがある。

九祭とは、一日命祭、二日衍祭、三日炮祭、

四日周祭、

五日振祭、

六

吉操、六旦凶操、 て頭の地を叩くこと、空首とは頭の地に至ること、 大祝の仕事の六には、 七曰奇樂、 辨九攀と(拜の古字) 八日褒操、九日肅操である。 いふのがある。 振動とは哀慟の慟の如く態度を動かすこと、 この中稽首とは拜して頭の地に至ることであり、頓首とは拜し 九撥とは、 一曰稽首、二曰頓首、 三日空首、 吉操とは喪の場合の齊 五日

任務になつてゐる。總じて祝の仕事は我國の神官の職分に當るのである。 味だとも云ひ、褒拜の再拜に對して説明して居るのもある。要するに此等の拜禮を定めることが大祝の任務である。 撥とは再操であり、 癇拜とは 唯伏して手を下すことである。この中齊衰不杖以下の人々の拜禮を音操といふ理由は、 殷 の時は凶としたのを間の時喪が淺いから吉としたのである。一説には奇操は偶數に對する奇數の意味で、隨て一拜の意 衰不杖以下の人々の操であり、凶撵とは喪の場合の三年服の操であり、奇操とは先づ膝を屈して拜することであり、 、ること、且その鱧を助けること、或は鐘皷に釁ること、或は祭器を陳列し、 以上が大祝の重なる仕事であるが、この外周禮に説明してゐる所によると、 或は犠牲を逆へること、或は尸を送り逆 又之を撤することなどが此の祝の主なる

視に並んで、否寧ろ其以上祭祀の施行に必要な役割を爲すものは尸である。

主と解することは、尸が祭祀の時の主となると云ふ現實の上からの説明であつて、決して尸の本來の義ではない。 尸は我國のカタシロである。廟雅の釋詁に依れば、主也とも說明し、士處禮の鄭注にも同様に解釋してゐるが、尸を

神を之に據らしめ、叉尸をおいて神にかたどろのである。此の關係は日知錄(卷十四)の古之於」喪也有」重、於」神也有」 臥之形:と言つてゐる。 は、先づ「屍」にお仕へし、次には庭に「重」といふものを立てゝ神を之に據らしめる。旣に葬つた後には主を立てゝ 禮祀郊特牲には、戸陳也と出てゐる。陳也とは身體を陳べ伏してゐる意味である。 說文に於ても矢張、 尸陳也。 以依」神、於」祭也有」尸以象」神、の文によれば大略左の通りである。 此の解釋によると「尸」は「屍」と同一の語源となつて來る。人の死して未だ葬らざる場合に

户············

さればこそ郊特性には尸を説明して「神象也」と言つてゐるのである。

説明と見る事が出來る。卽ち死者を死者として考ふる事を欲せざる人情の發露が此の制度を生んだものであらう。 生じたものと見え、 日、不可。江漢以濯」之、秋陽以暴」之、皜々乎、不」可」尙已。(滕文公上)此の話は會々以て尸といふものゝ起源に關する つた話が出てゐる。曰く、昔者孔子歿、・・・・子夏・子張・子遊、以"有若似"聖人「欲"以」專"孔子」專4之、强"曾子。曾子 る事を遺憾に思ひ、同じ門人仲間の有若が聖人に似てゐるところから、孔子に仕ふる所以を以て有若に仕へん事をはか 魏書の高允傳を見ると高允が時の文成帝に上書した疏文が出てゐる。當時人が死ぬと尸を立てる、其に幾多の弊害が 孟子滕文公上に孔子の亡くなつた時の話が出てゐる。其の時、子夏・子張・子遊等先輩の門人達は孔子を死せりとす

損。敗風化、濱、亂情理、英、此之甚。 古者祭必立」尸、序,其昭穆、使,,亡者有,憑、致,食饗之禮。今已葬之魂、人直求,,貌類者、事,之如,,父母、燕好如,,夫妻、

は、一面子供が父に事ふるの道を明かにする所以である。之に就いて禮記の祭統は、夫祭之道、孫爲、王父尸。所」使」爲 不ニュ可ュル以爲。父尸。と云つて居るのが是である。何故に尸には孫を以てして 子を以てしないか。 祭らるゝ者の孫は祭る も祭らるゝ者の孫を以て尸と爲してゐる。而して子供は如何なる場合でも父の尸と爲る事を許されない。曲禮の中に、 宗廟の祭に尸を立てる事は、曲禮士虞禮其の他幾多の明文が出てゐる。今此等によつて尸の選び方を調べてみると、何れ 爲"人子」者・・・・祭祀不」爲」尸。と云ひ、叉、同じ曲禮の別の處に、禮曰、君子抱」孫不」抱」子。此言。孫可"以爲"王父尸、子 尸の起源が斯くの如きものであるとすれば、祭祀の中、人鬼を祭るに此の制度の存する事は極めて當然であらう。故に と言つてゐる。 於,祭者,子行也。父北面而事」之、所,以明,子事」父之道,也。此父子之倫也。と說明して居る。 祖と孫とは昭穆を同じくし、父と子とは昭穆を異にする。孫を以て尸と爲し之に父が事へると云ふ事 此等は勿論流弊をのみ論じたものではあるが、矢張尸の起源を説明するに足る傍證であると思ふ。

於同姓一可也。

と説明されて居る。

ある。この事も亦禮記の曾子問其の他に、 は、人をして孫を抱かしむるのである。 能であるから別に適宜の方法を講ぜざるを得ない。その場合には如何に處置して行くか。孫が若し幼きに失した場合に 但若し尸たるべき孫が餘りに幼きに失する場合、又は孫たるべき人の無かつた場合には、右に述べた事は事實上不 又孫無き場合は、 孔子曰、祭成」褒者、必有」尸。尸必以」孫。孫幼則使二人抱」之。無」孫則取 孫と輩行を同じくする同姓の者を求めて之に當らしむるので

心記に、 くる。 の禮であり、 けない事がある。 缺くべからざるものであるが、唯宗廟に祭らるべき人が餘りに若くして亡くなつた場合、卽ち殤者の祭に於ては尸を設 である。 の説明に依れば、常に神主の下に置くと云ふ事になつて居る。神主はすべて東に向ひ、尸はその北に位して南に向ふの ずその家の婦を之に用ゐる。土處禮記に、必使。異性;と云つてゐるのはこの事である。尸は凡て卒者の上服を服すと云 ふことになつて居ひ。 の間その祭に於ては未だ尸を迎へて來ない。之を陰厭と云ふ。次に尸を迎へて尸に變し、或は之に献ずるの禮をなして 士處禮に於ては主人及び蜜の位につくこと、次に饌を設けて神に供することなどが第一段として行はれるが、これ迄 この間を陽厭といふ。 男男尸、女女尸と云つてをるのはこの事である。而して女の尸を立てる場合には孫女を以てすることなく、必 尸が坐してゐるか、立つて居るかと云ふ事は、時代に依つて變遷を見る。夏の時代に於ては立尸と云ふ事がそ 殷の時代周の時代に於ては坐尸と云ふ事が禮になつて居る。以上の如く尸と云ふものは宗廟の祭祀に於て 之は鴉者は未た成人の威儀を保つ事が出來ないと云ふので之を忽略にするのである。 此は死者を慕ふ情を尸に依つて幾分偲ぶよすがとせんが爲である。祭の場合の尸の位置は、朱子 處禮の間の尸は亡くなつた人が男であれば男の尸を用ひ、女であれば女の尸を用ひる。士處

社稷の祭、即ち天神地祇の祭に於ても此の尸を用ひた形跡が見える。先づ周禮夏官節服には、 人鬼の祭以外には有 以上尸に闘する諸雑事から考べてみると、尸の制は人鬼の祭に必然に無かる可らざる者であると同時に、共 る可らざることが當然ではあるまいかとの疑ひを起さしめる。然るに周禮の他の部分を見ると天地 郊祀麥晃二人、執」戈送。並 制は

尸があつたか無かつたかの説の相違は、大體公羊傳と左傳との説の相違から起るものであるとして左の事を云つてゐる。 の尸と解し、後の三者に就ては、一つを天地を祭るの尸、二つを社稷山川を祭る尸、三つを十神を祭る尸と稱してゐる。 大雅島鷺の詩に「公尸」と云ふ言葉が五度も出てゐる。毛傳は共に之を宗廟の尸と解してゐるが、鄭鑑は前二者丈を宗廟 亦尸を用ひたであらう事を想像する事は難くない。斯くすれば、天地社稷皆尸を用ひたと云ふ事になるのである。 則為。之尸と出てゐる。此は社の祭に尸を用ひてゐた證據である。而して社に於て旣に尸を用ひたとすれば、稷に於ても 鄭玄の説に從つて之を天帝と解するならば、此亦天祭に尸を用ひた證據となる。天を祭るに旣に尸を用ひたとすれば、 祭に尸を用ひてゐた事が分る。 尸一從」車。と出てゐる。郊祀は云ふまでもなく南郊に於て天を祭る事であるが、今其の郊祀に尸を用ひるといふから、 土方丘を祭るに叉尸を用ひたであらうといふ事は推察するに難くない。更に叉秋官士師の條に、 謹案、魯郊禮曰、祝延,帝尸、從,左氏之說,也。 異義公羊說、祭、天無、尸。左氏說。晋祀。「夏郊」以。薫伯、爲、尸。處夏傳云、舜入。唐郊(以、丹朱、爲、尸。是祭、天有、尸也 人鬼以外にも尸の存在してゐた事を想像せしむるに足るものである。 秋官士師には、祀。五帝、則沃尸と出てゐる。五帝は或は五人帝と解する者もあるが、若し 許慎の五經異義は此の事に關して天神地祇に 若祭、勝國之社」(稷)

唐の杜佑の通典等は矢張り周禮の言葉を楯に取つて考へたのであらう、周以前には天地宗廟社稷にも尸があつたと言ふ の説明にして誤無しとすれば、 を用ひないといふ證據が多くて、用ひたといふ證據は少い様である。且又之を情理に照して考へて見ても、尸の起源が前 ない。議論は兎に角として、天神地祇の祭に尸を用ひたか否かを後代の記錄若くは事實に基いて之を調査してみると、尸 此亦今文である筈なのに、古文の左氏と同説であるから、尸の有無は必ずしも今文古文の解釋の相違であるとも論ぜられ りとするは古文家の説、尸なしとするは今文家の説かと考へられないでもないが、併し亦處夏傳を伏生の大傳とすれば、 今許愼の説に基いて考へてみるに、公羊はもとより今文であり、左氏は固より古文であるから、然らば天地の祭に尸 矢張天神地祇の祭祀には用ひないと云ふ方が正しいと見る可きだと思ふ。併し後世でも

祭祀にも流用されたのではあるまいかとも思ふ。

併し想像を以てするならば、人を配享するの有無に闊せず、人鬼を祭る祭祀の儀典習俗が、理由無しに他の天神地 る。旣に人を配享するが故に此に尸を用ひたものであらう。」と言はれてゐるが、慥かに此も一つの解釋たるを失はない。 狩野博士は支那學の中に尸に闘する有益な研究を發表せられ、「天地社稷を祀る場合に必ず人を以て之に配享しての 自」周以前、天地宗廟社稷一切祭享、凡皆立」尸、秦漢以降、中華則無と云つてゐるが、其は寧ろ例外であら

叔父、乎做」弟子。 夏尸殷尸を用ひたであらうと言ふ事が考へられる。從つて夏殷時代旣に立尸の制のあつた事が推察出來るのであ 坐尸、・・・・夏立尸、而卒」祭、殷坐尸と出てゐる。 之に依つて見れば、三代以來旣に此の制があつたと見なければ なら な 於て麻嬰が尸と爲つたことが出て居る。但此の以後間もなく此の禮は廢せられたものゝ様である。 と言つてゐるが、其は少し言ひ過ぎであつて、少くとも戰國に於ては猶存したと云ふ質例はある。 前代のものを用ひたものであらう。して見ると、祝と略同一の關係にある戸に就ても、 い。儀禮の旣夕禮を見ると、商祝夏祝がそれ人〜別の職務に當つてゐる。典禮を尙ぶ自然の結果、斯くも周代に於てすら 次ぎに尸を立てる制度は何時の時代に始つたものであらうか。 、は斯くの如く上代に其の制があつたが、後には此の制も亡びてゐる。。通典の說明によれば、此の制は秦漢以後亡びた 彼將口、敬心叔父。日弟爲」尸則誰敬。 彼將」曰敬」弟。 禮記の禮器の中には、三代之禮一也。民共由」之。……周 とあるのは其の確證である。 典禮を尚ぶの結果周代矢張また 孟子に、孟子曰、敬 左傳にも太公の廟に

蓋しこれ以後は恐らく尸を廢して像を用ひたのであらう。 古之於」喪也有」重、於」耐也有」主、以依」神、於」祭也有」尸、以象」神、而無,所謂像,也、左傳言、管,於太公之廟、麻嬰爲 、、孟子亦曰、弟爲」尸、而春秋以後、不」聞,有」尸之暮、宋玉招魂、始有"像改,君堂,之文心尸禮廢而像事與、蓋在,戰國之 ,矣(日知錄、十四像設) 顧炎武の日知録はその像設の文に於て此事に論じ及び、

尸に代はつたものは像である。祭に像を用ひたことに闘する最初の文獻は宋玉の招魂に始つて居る。

像若くは塑像は孰れも古の尸の遺意を傳へたものと觀る可きであらう。 と云つて居る。 其の後時代は明確ではないが、 大體宋の時代からは、 祭に塑像を用ひる習慣が生じた。 要するに

木主

る。 位牌に類するものであつて、四方から孔を穿つて中央に於て會つて居る。是はその氣の四方に通ずる事に象つたものであ 作つて居るものであつて、説文の所謂宗廟之木主名曰い柘。と云ふのが是である。 宗廟には木主を安置する。云ふ迄も無く木主は宗廟の主體であり祭祀の主體である。木主は柘と名付ける。木を以 この木主は平素は宗廟の西牖の下の石函の中に歳められて居るものである。 裏に祭らるゝ人の諡を刻して居る。長さは天子は一尺二寸諸侯は一尺の定めである。摯處の決疑要注の説明に依 以上が本主の外形上の説明であ 五經要義に依れば、 木主の形は我國の 75

常に虚主無しと云ふ事になつて行る。 撃廟の主を集めて合祭するのであるから、 矢張宗廟に木主が無くなるのである。 第二の場合は、 凶事の有つた場合、親族眷屬がその家を虚しくして不幸の家に相集ると同一の形になるのである。宗廟に主を虚しくする ずと云ふ事になつて居るのである。此くの如く群廟の主がすべて太祖廟に集つて居る事は、恰も我々の 場合である。國君の崩御若くは薨去の場合には、親廟の主は悉く太祖の廟に集るが故に、 つて行くと云ふ事が禮である。此は國君の行に於て其祖先を捨て無いと云ふ事を明かにするものであつて、この場 ると云ふ形になつて來る。その期間は喪中三年間であるから、從つてこの場合宗廟の木主はその各々の廟に於て三年祭ら 安置せざる宗廟は存しないと云ふのである。然し乍ら之には唯三つの特別の場合がある。一は天子の崩御諸侯の薨去の 宗廟と木主との關係に就て第一に注意すべき事は、宗廟には決して虚主無しと云ふ事である。如何なる場合にも木主 國君がその國を去る場合である。國君が國を去る場合には、その國の太宰は、墓廟の主を取つて國君に從 禮記の曾子問に於てはその事を說明して 第三の場合は太祖の廟に於て袷祭を爲す時である。袷祭と云ふのは云ふ迄も無く **薬廟には主の虚しくなるのは當然である。** 以上の三つの場合を除けば宗廟 本來の廟には一時 人間社會に一家 主を虚しくす 合には

と云つて

當,七廟五廟「無」虛」主。虛」主者、惟天子崩、諸侯薨、與」去,其國「與」給,祭於祖「爲」無」主耳。

行はるゝに至つた。然し乍らその事の正禮に當らざる事は勿論であつて、孔子は之に就いて 以てした為に一つの遷廟の主を以てしては其の藪の足らざるを憂へ、是に於て偽主を作つて之を奉じて師行に從つた。 爾して戰爭から歸るに及んでは、又其の僞主を遷廟に藏めた。此より以來一廟に二主、若くはより以上の主のある事が 師行巡守の場合でも、耄廟には依然として水主は存するのである。然るに齊の桓公は屢々戰爭を起して戰につぐに戰を 合の本主は只今述べた如く必ず遷廟の主を持つて行くのであつて、決して羣廟の主を持つて行くのではない。故に假令 する爲である。かの武王が殷の紂王を伐つ場合に、文王の木主を載せて行つたと云ふが如きはその質例である。この場 は戰爭若くは巡守と云ふ國家の大事が、常に其時の天子一人のお考へではなくして、祖先の意志であると云ふ事を表明 ける場合には、或は巡守せらるゝ場合には、常に遷廟の主を齊車と稱する金輅に載せて以て從ふと云ふ事が例である。 廟に二主の置かれた例が少くない。それは如何なる起源に基くか如何なる意味の轉化であらうか。元來國君が戰爭に出掛 る事の許されないのと同様に許されないと云ふ意味である。之が木主に闘する鐵則である。然るに後世に至ると事實 との間答が出て居るが、曾子が、喪有二二孤、廟有二一王。禮與。との質問に對して、孔子は、天無二二日、土無二三王。 幹禘郊 宗廟と木主との關係に就て第二に注意すべき事は、宗廟に二主無しと云ふ事である。此に就ても曾子問に、曾子と孔子 尊無。二上。未、知、其爲,禮也。と答へて居る。 つまり一つの宗廟に二つの木主のある事は一つの家に二人の主人のあ

と嘆息して居る。

昔者齊桓公、亟舉」兵、作。偽主、以行。及」反義、諸祖廟。廟有二二主、自。桓公、始也。

(骨子間

かとの考から執筆したのである。 以上祭祀の儀典に關して種々の 雑事を列擧した。研究物ではないが、 (昭和十四年二月) 知らずに居つては讀禮の際に困ることもあらう